○近畿地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百七十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
四條畷市大字下田原二二一五番一から生駒市高山町七一九二番一まで	前	B　八・〇〇～五一・〇〇	一・七四五	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　八・二〇～五一・〇〇 B　二七・〇〇～一二四・〇〇 C　二九・二〇～七七・七五	三・七四〇 一・六二九 二・一七九	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局浪速国道事務所、同局大阪国道事務所及び同局奈良国道事務所

○中国地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	尾道市高須町字坊士二一六二番一地内	中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○中国地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
周南市大字戸田字八反田東二六一二番一から同市大字戸田字西種森二七〇六番まで	前	二九・九〇～一二一・四〇	〇・〇六五	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二七・九〇～一一三・八〇	〇・〇六五	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十五号

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四七七番一から福山市大門町大字野々浜字境八六六番二まで	前	B　九・五〇～一九・九四四	七・二五〇	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　二〇・〇〇～一二六・五〇〇 B　九・五〇～七二・五〇 C　二〇・〇〇～一二六・五〇〇 一〇・〇〇～一二六・〇〇	一九・九四四 七・二五〇 五・二九九	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	岡山市北区吉備津字藪廻り二八二番二から同市北区吉備津字藪廻り二六二番五まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○中国地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

○近畿地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十一号	高槻市大畑町三四一番二から同市大畑町三九七番三まで	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○近畿地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
高槻市大畑町三四一番二から同市大畑町三八四番一まで	前	一五・六二～一九・三七	〇・〇六八	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一五・六二～一九・三七	〇・〇六八	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所